平成22年12月 7日

資　　料
（地域主権改革と地方税）

地域主権改革と地方税（案）

○　税制調査会において片山総務大臣から提案があった「地域主権改革税制」の内容を税制改正大綱に盛り込むこととしてはどうか。

（参考：片山総務大臣の提案の要旨）

税制を通じて住民自治を確立し、地域主権改革を推進するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革することとし、具体的事項について検討を行い、成案を得たものから速やかに実施する。法制化が必要なものについては、平成 24 年度税制改正から実現を図る。

(1)「自主的な判断」の拡大のための検討項目

①法定任意軽減措置制度（仮称）の創設
②法定税の法定任意税化・法定外税化
③制限税率の見直し

(2)「執行の責任」の拡大のための検討項目

①法定外税の新設・変更への関与の見直し
②消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大

地方税については、地域主権改革の視点から、国が地方の税収を一方的に減収せしめる税負担軽減措置等は、可能な限り行わないような方向で見直しを行う。

総務大臣片山善博からの提案

地域主権改革税制

～住民自治の確立に向けて～

平成22年11月19日
税制調査会提出資料

1. 基本的考え方

○ 地方税は、住民自治を支える根幹であり、少子高齢化が進む中で地方の役割がますます重要になることを踏まえ、その充実を図る。

○ 税制を通じて住民自治を確立し、地域主権改革を推進するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革する。

＜「自主的な判断」の拡大＞ ： 地方税法等で定められている過剰な制約を取り除き、地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるように。

＜「執行の責任」の拡大＞ ： 地方団体が課税に当たって納税者である住民と直接向き合う機会を増やすように。

2. 改革の実現に向けて

○ 地方税における税負担軽減措置等は、地域主権改革を推進する観点から、各地方団体が自らの判断で対応することを原則とする。

この方針を踏まえ、平成23年度税制改正においては、国が地方に一方的に減収を強いている税負担軽減措置等について大胆に見直す。

○ 地域主権改革税制の具体策を、平成24年度税制改正から実現するため、総務大臣主催の研究会を設置する。

平成23年度税制改正における税負担軽減措置等の見直しの方針

○　平成23年度税制改正においては、国が地方に一方的に減収を強いている税負担軽減措置等は可能な限り廃止する方向で、徹底した見直しを行う。

　下記①に限らず、②についても踏み込んで提案を行い、各府省庁と見直しについて協議する。

①　平成22年度末に期限が到来するもの　（59項目）

②　期限の定めがない以下のもののうち別表（略）に掲げるもの　（30項目）

- 適用実績が僅少なもの（※1）
- 仕分け対象独法等に関するもの（※2）

※1 適用金額1億円未満又は適用実績100件未満のもの

※2 行政刷新会議等で見直しの対象とされている独立行政法人、料金収入のある特別民間法人に適用されているもの

具体的な改革検討項目（主なもの）

＜「自主的な判断」の拡大＞

○法定任意軽減措置制度（仮称）の創設

・・・適用の是非や程度を、各団体が自主的判断に基づき、条例において決定できる仕組みの創設を検討。
・・・例外的に全国一律に法律で軽減する必要がある対象の絞り込み。

○法定税の法定任意税化・法定外税化の検討

・・・税収が僅少な法定税や法定任意税の取扱いを検討。

○制限税率の見直し

・・・納税者の権利保護や社会経済・他団体への影響等の観点を踏まえつつ、見直しを検討。

＜「執行の責任」の拡大＞

○法定外税の新設・変更への関与の見直し

・・・法定外税の新設・変更への国の同意付き協議による事前関与の見直しを検討。

○消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大

・・・地方団体による消費税・地方消費税の申告書の収受や納税相談等を一層推進。
今後の課題として、地方団体による申告書の受理等を可能にするための制度を検討。